所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 及び所沢市議会会議規則の一部を改正する規則について

1 はじめに

議会に係る手続きについてオンラインによることを可能とするため、所沢市議会委員会条例及び所沢市議会会議規則について改正を行うものです。また、現在の社会情勢等にあわせた字句を整理する改正も行います。

2 改正内容

所沢市議会委員会条例の一部改正

(委員会の開催方法の特例)

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症の第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染 まん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認め るときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しなが ら通話することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。) で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、 この限りでない。

改正後

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出 席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして委員会に出席した委員は、当該委員会 2 オンラインによる方法で開かれた委員会に出席した委員は、委員会 に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 議長が別に定める。

(秘密会)

第20条 略

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用 いないで委員会に諮って決める。

(公聴会開催の手続)

第23条 略

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こ 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こ うとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 略

<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定め

(委員会の開催方法の特例)

症のまん延又は災害等の発生により委員が委員会の開催場所に参集 することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状 態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライ ンによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第 20条第1項の秘密会は、この限りでない。

改正前

- に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、3 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、 議長が別に定める。

(秘密会)

第20条 略

いないで委員会にはかって決める。

(公聴会開催の手続)

第23条 略

うとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 略

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
るところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員
長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において
同じ。)とその申出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回
線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条(代理人又は文書等
による意見の陳述)において同じ。)を使用する方法により行うこと
ができる。

(公述人の決定)

- 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経|第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経 験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ 申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経 て、本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、替成者及び反対 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、替成者及び反対 L la
- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べること 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会が開かれているときは、 ができる。

(公述人の発言)

第26条 略

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはな 2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはな らない。
- 3 略

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子|第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示 情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。 ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(公述人の決定)

験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者 及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人に その旨を通知する。

改正前

- 者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならな」者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければな らない。
 - オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(公述人の発言)

第26条 略

- らない。
- 3 略

(代理人又は文書による意見の陳述)

- することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限 りでない。
- 2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人に

改正後	改正前
	<u>は準用しない。</u>
(参考人)	(参考人)
第29条 略	第29条略
2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を
<u>聴こう</u> とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	<u>聞こう</u> とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べること	3 参考人は、オンラインによる方法で委員会が開かれているときは、
ができる。	<u>オンラインによる方法で委員会に出席する</u> ことができる。
4 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と	4 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と
公述人の質疑)及び第28条(代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述)	公述人の質疑)及び第28条(代理人又は <u>文書</u> による意見の陳述)の
の規定を準用する。	規定を準用する。
(記録)	(記録)
第30条 略	第30条 略
2 略	2 略
3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長	
が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁	
気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で	
作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも	
<u>のをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規</u>	
定による署名又は押印については、氏名又は名称を明らかにする措置	

であって議長が定めるものをもって代えることができる。

【改正内容】

第15条の2

- 第1項…コロナの感染症法上の位置付けが5類へ移行したことで、新型コロナウイルスを削除し、発生確率が高いと推測される災害を先に記載するよう改正するものです。
- 第2項…オンラインによる方法で開かれた委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は委員長に届出が必要とする規定を加えるものです。
- 第3項…第2項にて届出の規定をしたことから、その内容に沿った字句の整理するものです。
- 第4項…第2項を設けたことによる項のズレを整理するものです。

第20条

第2項…字句の整理をするものです。

第23条

第2項…字句の整理をするものです。

第24条

第2項…第1項の申出(公聴会での意見の申出)をオンラインで行えるようにするため規定を加えるものです

第25条

- 第1項…字句の整理をするものです。
- 第2項…字句の整理をするものです。
- 第3項…公述人においては、第15条の2第1項のオンラインによる方法で委員会が開かれていない場合であっても、オンラインによる方法で意見を述べることができるように改正するものです。

第26条

第2項…字句の整理をするものです。

第28条

- 第1項…意見を提示する方法に電子情報処理組織を使用する方法(オンライン)を加えるものです。
- 第2項…オンラインによる方法で意見を述べる公述人においても、発声困難等の事由が想定できるため、一律に「準用しない」とするのではなく、状況に応じて委員会で判断するため、第2項を削除するものです。

第29条

- 第2項…字句の整理をするものです。
- 第3項…参考人においては、第15条の2第1項のオンラインによる方法で委員会が開かれていない場合であっても、オンラインによる方法 で意見を述べることができるよう改正するものです。
- 第4項…第28条の見出しを改正するため、同様に改正するものです。

第30条

第3項…会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を電磁的記録(データ)により作成を行えるよう規定を加えるものです。

所沢市議会会議規則の一部改正

改正後	改正前
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節~第8節 略	第1節~第8節 略
第9節 公聴会 <u>及び参考人</u> (第76条 第82条)	第9節 公聴会 <u>、参考人</u> (第76条 第82条)
第10節 略	第10節 略
第2章~第6章 略	第2章~第6章 略
第7章 協議又は調整を行うための場(第162条・第162条の2)	第7章 協議又は調整を行うための場(<u>第162条</u>)
第8章略	第8章 略
第9章 補則(<u>第163条の2 第164条</u>)	第 9 章 補則 (<u>第 1 6 4 条</u>)
附則	附則
(議席)	(議席)
第3条略	第3条略
2 略	2 略
3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に <u>諮っ</u>	3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に <u>はか</u>
<u>て</u> 議席を変更することができる。	<u>って</u> 議席を変更することができる。
4 略	4 略
(会議時間)	(会議時間)
第8条略	第8条略
2 議長は、必要があると認めるときは <u>、会議に宣告することにより</u> 、	2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することがで
会議時間を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異	きる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用い
議があるときは、討論を用いないで会議に <u>諮って</u> 決める。	ないで会議に <u>はかって</u> 決める。
3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急	
<u>を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変</u>	
<u>更することができる。</u>	
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略

(議案の提出)

- 第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由|第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理| 連署して、議長に提出しなければならない。
- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出|第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出す することができない。

(修正の動議)

- 第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定により第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定に に2人以上の替成者と連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決の順序)
- |第17条||他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競||第17条||他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競| 合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員5人以 上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)
- |第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとすると|第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとすると 可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、 議長の許可を得なければならない。
- ときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするとき 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするとき

改正前

(議案の提出)

- を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の替成 由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の替 者とともに連署し、その他のものについては他に2人以上の賛成者と 成者とともに連署し、その他のものについては他に2人以上の賛成者 と連署して、議長に提出しなければならない。
 - 付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

ることができない。

(修正の動議)

- るものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては他! よるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては! 他に2人以上の賛成者と連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決の順序)
 - 合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員5人以 上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)
- **き及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許 き及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承** 認を要する。
- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとする 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとする ときは、提出者から請求しなければならない。

は、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。 (日程の作成及び配布)

- 第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記り第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記り 載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを 得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。 (日程の順序変更及び追加)
- |第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出さ|第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出さ れたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順 序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程の終了及び延会)

第23条 略

があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、 討論を用いないで会議に諮って延会することができる。 (投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第30条 略

- 2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に諮って指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。
- 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必 要な事項は、議長が定める。

(一括議題)

して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議が して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議が

改正前

は、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。 (日程の作成及び配布)

- 載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを 得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。 (日程の順序変更及び追加)
- れたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の 順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程の終了及び延会)

第23条 略

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要 があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、 討論を用いないで会議にはかって延会することができる。

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票 箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第30条 略

- 2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議にはかって指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(一括議題)

|第34条 | 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括|第34条 | 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括|

あるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

- 第36条 会議に付する事件は、第137条(請願の委員会付託)に規第36条 会議に付する事件は、第137条(請願の委員会付託)に規 定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑が あるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に 付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員 会に付託することができる。
- 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、13 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、 討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

- 告をする。
- 2~4 略

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 略

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件 2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第3 会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると

改正前

あるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

- 定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑が あるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に 付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員 会に付託することができる。
- 討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って|第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって 議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

- 第38条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委|第38条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委| 員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報し員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報 告をする。
 - 2~4 略

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 略

は、第37条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議し 7条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議におい て審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 略

-1 W	71 24
改正後	改正前
認めるときは <u>、議会の承認を得て</u> 、中間報告をすることができる。	認めるときは、中間報告をすることができる。
(発言の許可等)	(発言の許可等)
第49条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければなら	第49条 発言は、 <u>すべて</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければな
ない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。	らない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができ
	る。
2 略	2 略
(発言の通告をしない者の発言)	(発言の通告をしない者の発言)
第51条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった	第51条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>すべて</u> 発言を終わっ
後でなければ発言を求めることができない。	た後でなければ発言を求めることができない。
2 • 3 略	2 · 3 略
(発言内容の制限)	(発言内容の制限)
第54条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその	第54条 発言は、 <u>すべて</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり又はそ
範囲を <u>超えて</u> はならない。	の範囲を <u>こえて</u> はならない。
2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお	2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお
従わない場合は <u>、発言を</u> 禁止することができる。	従わない場合は <u>発言を</u> 禁止することができる。
3 略	3 略。
(質疑の回数)	(質疑の回数)
第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えるこ	第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を <u>こえる</u> こ
とができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでな	とができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでな
l I _o	ιι _°
(発言時間の制限)	(発言時間の制限)
第 5 6 条 略	第 5 6 条 略
2 議長の定めた時間の制限について、出席議員5人以上から異議があ	2 議長の定めた時間の制限について、出席議員5人以上から異議があ
るときは、議長は、討論を用いないで会議に <u>諮って</u> 決める。	るときは、議長は、討論を用いないで会議に <u>はかって</u> 決める。
(質疑又は討論の終結)	(質疑又は討論の終結)
第59条 略	第59条 略
•	•

2 略

3 質疑又は討論終結動議については、議長は、討論を用いないで会議 3 質疑又は討論終結動議については、議長は、討論を用いないで会議 に諮って決める。

(緊急質問等)

第62条 略

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなけ 2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからな ればならない。

3 略

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言|第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言| だし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更するこ とはできない。

(答弁書の配布)

第65条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁|第65条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁| 議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に 代えることができる。

(表決問題の宣告)

告する。

(起立による表決)

- 第69条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立|第69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立| させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
- 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して

略

にはかって決める。

改正前

(緊急質問等)

第62条 略

ければならない。

3 略

(発言の取消し又は訂正)

を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。た を取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただ し、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更すること はできない。

(答弁書の配布)

しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しをししがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議 員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にか えることができる。

(表決問題の宣告)

|第66条 | 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣|第66条 | 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣 告する。

(起立による表決)

- させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
- 出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の 出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の

改正後

投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

- 第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から|第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から 要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(議場の)第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(議場の) 出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第2 8条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票及び投票の 効力)第1項から第3項まで、第31条(選挙結果の報告)第1項及 び第32条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができ|第74条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができ| し、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、 議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

- |第75条 | 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採|第75条 | 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をと らなければならない。
- 議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先 に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異| 議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。 第9節 公聴会及び参考人 (公述人の決定)

改正前

投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

- 要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

(選挙規定の準用)

出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第2 8条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票及び投票の 効力)、第31条(選挙結果の報告)第1項及び第32条(選挙関係 書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

る。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただ」る。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただ し、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、 議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

- らなければならない。
- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、 議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先 に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異 議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。
 - 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

改正後

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経 第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経 申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本し 人にその旨を通知する。

2 略

(参考人)

第82条 略

2 参考人については、第79条(公述人の発言)、第80条(議員と2 参考人については、第79条、第80条及び第81条の規定を準用 公述人の質疑)及び第81条(代理人又は文書による意見の陳述)の する。 規定を準用する。

(会議録の記載事項)

第83条 略

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法により記録する。 (会議録の配布)

第84条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(一括議題)

|第94条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一│第94条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一 きは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(先決動議の表決順序)

|第97条||他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競||第97条||他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競| 合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から 異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第98条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするとき 第98条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするとき は、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる」は、委員会の承認を要する。

改正前

験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ 験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者 及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨 を诵知する。

2 略

(参考人)

第82条 略

(会議録の記載事項)

第83条 略

2 議事は、速記法又は録音機器により記録する。

(会議録の配布)

第84条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(一括議題)

括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があると 括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があると きは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(先決動議の表決順序)

合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から 異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(動議の撤回)

改正後	改正前
<u>前においては、委員長の許可を得なければならない。</u>	
(発言の許可)	(発言の許可)
第112条 委員は、全工委員長の許可を得た後でなければ発言するこ	第112条 委員は、 <u>すべて</u> 委員長の許可を得た後でなければ発言する
とができない。	ことができない。
(発言内容の制限)	(発言内容の制限)
第114条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又は	第114条 発言は <u>すべて</u> 、簡明にするものとして、議題外にわたり又
その範囲を <u>超えて</u> はならない。	はその範囲を <u>こえて</u> はならない。
2 略	2 略
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第115条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると	第115条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると
認めるときは、委員でない議員 <u>(以下この条において「委員外議員」</u>	認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意
<u>という。)</u> に対し、その出席を求めて説明又は意見を <u>聴く</u> ことができ	見を <u>聞く</u> ことができる。
る。	
2 委員会は、 <u>委員外議員</u> から発言の <u>申出</u> があったときは、その許否を	2 委員会は、 <u>委員でない議員</u> から発言の <u>申し出</u> があったときは、その
決める。	許否を決める。
3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の	3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の
規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、	規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、
<u>委員外議員</u> は、オンラインによる方法で <u>説明し、若しくは意見を述べ、</u>	<u>委員でない議員</u> は、オンラインによる方法で <u>当該委員会に出席する</u> こ
<u>又は発言する</u> ことができる。	とができる。
4 前項の規定によりオンラインによる方法で説明し、若しくは意見を	
述べ、又は発言することを希望する委員外議員は、あらかじめ委員長	
<u>に届け出なければならない。</u>	
(委員長の発言)	(委員長の発言)
第116条 略	第116条 略

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員と

改正後	改正前
して発言するときは、委員長の職務を行うことができない。	
3 前項の場合において、委員長が討論をしたときは、その議題の表決	
が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。	
(質疑又は討論の終結)	(質疑又は討論の終結)
第119条 略	第119条 略
2 略	2 略
3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで	3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで
会議に <u>諮って</u> 決める。	会議に <u>はかって</u> 決める。
(発言の取消し又は訂正)	(発言の取消し又は訂正)
第121条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取消し、又は	第121条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取消し又は委
委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。	員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。
(答弁書の <u>配布</u>)	(答弁書の <u>朗読</u>)
第122条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがた	第122条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがた
い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員	い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、 <u>職員をして朗読</u>
<u>に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代え</u>	<u>させる</u> 。
<u>ることができる。</u>	
(互選の方法)	(互選の方法)
第123条 略	第123条 略
2 ~ 5 略	2~5 略
6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選	6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選
人と定めるべきかどうかを委員会に <u>諮り、</u> 委員の全員の同意があった	人と定めるべきかどうかを委員会に <u>はかり</u> 委員の全員の同意があっ
者をもって、当選人とする。	た者をもって、当選人とする。
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第124条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方	第124条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方
法については、第1章第4節の規定を準用する。	法については <u>第1章・第4節</u> の規定を準用する。
(表決問題の宣告)	(表決問題の宣告)

第125条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題|第125条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題 を宣告する。

(挙手による表決)

- 第128条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を|第128条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を 挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
- 記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

- |第129条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求|第129条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求| があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。
- 2 略

(選挙規定の準用)

第131条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第27条(投)第131条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第27条(投) 票の終了)、第30条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで 及び第31条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

|第133条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることがで|第133条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることが| きる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。 ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委 員長は、挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第134条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出された|第134条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出された| ときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠い ものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から 異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

改正前

を宣告する。

(挙手による表決)

- 挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
- 2 委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、2 委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、 記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

- があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

(選挙規定の準用)

票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投上票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投 票の終了)、第30条(開票及び投票の効力)及び第31条(選挙結 果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

できる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。 ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委 員長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

ときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠い ものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から 異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決め

	T
改正後	改正前
	る。
2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。	2 修正案が <u>すべて</u> 否決されたときは、原案について表決を <u>とる</u> 。
(請願書の記載事項等)	(請願書の記載事項等)
第135条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日 <u>及び</u>	第135条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日 <u>、請</u>
請願者の住所(法人の場合は、その所在地及び名称)を記載し、請願	<u>願者の</u> 住所(法人の場合は、その所在地及び名称)を記載し、請願者
者(法人の場合は、代表者)が署名又は記名押印をしなければならな	(法人の場合は、代表者)が署名又は記名押印をしなければならない。
l 1°	
2 • 3 略	2 • 3 略
4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しよう	4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しよう
とするときは、議長の <u>許可</u> を得なければならない。	とするときは、議長の <u>承認</u> を得なければならない。
5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった	
後においては議会の許可を、会議の議題となる前においては議長の許	
<u>可を、得なければならない。</u>	
(請願の委員会付託)	(請願の委員会付託)
第137条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任	第137条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任
委員会又は議会運営委員会に付託する。 <u>ただし、常任委員会に係る請</u>	委員会又は議会運営委員会に付託する。 <u>ただし、議長において常任委</u>
<u>願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u>	員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この
	<u>限りでない。</u>
2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。	2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、
	常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託すること
	<u>ができる。</u>
3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願	3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願
が提出されたものと <u>みなし、それぞれの委員会に付託する</u> 。	が提出されたものと <u>みなす</u> 。
(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)
第138条 略	第138条 略
2 前項の規定により説明を求められた紹介議員は、法第109条第9	2 前項の規定により説明を求められた紹介議員は、法第109条第9

改正後	改正前
項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法	項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法
で開かれているときは、オンラインによる方法で <u>説明</u> することができ	で開かれているときは、オンラインによる方法で <u>当該委員会に出席</u> す
る。	ることができる。
3 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望す	
<u>るときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>	
(請願の審査報告)	(請願の審査報告)
第139条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長	第139条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により <u>意見</u>
に報告しなければならない。	<u>を付け、議長</u> に報告しなければならない。
~ 略	~ 略
2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付	
<u>けることができる。</u>	
<u>3</u> 略	2 略
(陳情書の処理)	(陳情書の処理)
第141条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要がある	第141条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願
<u>と認める</u> ものは、請願書の例により処理することができる。	<u>に適合する</u> ものは、請願書の例により処理することができる。
(議長及び副議長の辞職)	(議長及び副議長の辞職)
第142条 略	第142条 略
2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に <u>諮って</u> その	2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に <u>はかって</u> そ
許否を決定する。	の許否を決定する。
3 略	3 略
<u>(決定の通知)</u>	(決定書の交付)
	第146条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定
<u>は、議長が定める。</u>	に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決
	定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を
	<u>求められた議員に交付しなければならない。</u>
(携帯品)	(携帯品)

改正後

第148条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフ第148条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり 他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長に あらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第153条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するとき 第153条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等 は、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第155条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、第155条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長 必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第157条 懲罰については、議会は、第36条(議案等の説明、質疑|第157条 懲罰については、議会は、第36条(議案等の説明、質疑| 及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略し て議決することができない。

(代理弁明)

第157条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並 びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同 意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。 (出席停止の期間)

の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてそ の停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

改正前

ラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その 巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病 気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければなら ない。

(議長の秩序保持権)

は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって定 める。

(懲罰動議の審査)

及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略し て議決することはできない。

(出席停止の期間)

|第159条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個|第159条 出席停止は、5日をこえることができない。ただし、数個| の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてそ の停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

改正後 改正前 第162条 略 第162条 略 (協議等の場の開催方法の特例) 第162条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生 等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集す ることが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を 開くことができる。 2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、法第109条 第9項の規定に基づく条例の例による。 第8章 議員の派遣 第8章 議員の派遣 (議員の派遣) (議員の派遣) 第163条 略 第163条 略 第9章 補則 第9章 補則 (電子情報処理組織による通知等) 第163条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうち、こ の規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によっ て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及 び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが 規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定に かかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理 組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この 項及び第4項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子

2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則

の条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下こ

の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子 情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該 通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受け る旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知に ついては、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行 われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用す る。
- 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行わ れた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられ たファイルへの記録がされた時(第19条(日程の作成及び配布)、第 65条(答弁書の配布)、第84条(会議録の配布)、第122条(答弁 書の配布)、第136条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第1 37条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知に あっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知 を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の 用に供されるものをいう。次条において同じ。) に記録されている事 項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事 項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ の記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長 が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知 を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- <u>議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、当該通知に</u> 関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押

印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。
 - (電磁的記録による作成等)
- 第163条の3 この規則の規定(第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第72条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電磁的記録により行うことができる。
- <u>するこの規則の規定により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u>

改正後	改正前
(会議規則の疑義に対する措置)	(会議規則の疑義に対する措置)
第164条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異	第164条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異
議があるときは、会議に <u>諮って</u> 決定する。	議があるときは、会議に <u>はかって</u> 決定する。

【改正内容】

目次

字句の整理、条の追加にともなう修正するものです。

第3条

第3項…字句の整理をするものです。

第8条

第 2 項…会議時間の変更を議場で宣告した場合の規定と解釈できるよう改正するものです。 また、字句の整理をするものです。

第3項…前項の改正により、会議中以外での時間の変更が困難になることから、新たに会議時間外に会議時間の変更をできる規定を加えるものです。なお、第1項で規定している会議時間(午前9時から午後5時)が原則であることから、「緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとき」としています。

第4項…第3項を設けたことによる項のズレの整理をするものです。

第13条

第1項…字句の整理をするものです。

第2項…字句の整理をするものです。

第14条

字句の整理をするものです。

第16条

字句の整理をするものです。

第17条

字句の整理をするものです。

第18項

第1項…文言として望ましくするため、「承認」を「許可」に改正するものです。

また、会議の議題となる前の撤回についても明確にするため加えるものです。

第2項…第1項と同様です。

第3項…第1項と同様です。

第19条

字句の整理をするものです。

第20条

字句の整理をするものです。

第23条

第2項…字句の整理をするものです。

第28条

「職員の点呼に応じて」ではなく「議長の指示に従って」が正しい表現のため改正するものです。

また、条文を簡潔で適切な表現に改めるため改正するものです。

第30条

第2項…字句の整理をするものです。

第3項…字句の整理をするものです。

第4項…地方自治法第118条第6項に規定する通知(議会において行う選挙の異議に対する決定)が同法第138条の2第2項の規定によりオンライン化して行えるようになりましたが、その際に同項ただし書に「総務省令で定める方式による表示をする場合に限る」とされており、地方自治法施行規則第12条の2の7第2号に「議会等に定めるところによる届出」とあることから、本項において「必要な事項は議長が定める」とする規定を加えるものです。その方法については、電子情報処理組織(インターネット、LAN等)を利用する方法を想定しています。

第34条

字句の整理をするものです。

第36条

第1項…字句の整理をするものです。

第3項…字句の整理をするものです。

第37条

字句の整理をするものです。

第38条

第1項…字句の整理をするものです。

第43条

第2項…同条第1項で期限を付す対象を「審査又は調査」としているため、本項においても同様に「審査又は調査」と改正するものです。

第44条

第2項…中間報告が付議すべき事件であることを明確にするため「、議会の承認を得て」を追加するものです。

第49条

第1項…字句の整理をするものです。

第51条

第1項…字句の整理をするものです。

第54条

第1項…字句の整理をするものです。

第2項…字句の整理をするものです。

第55条

字句の整理をするものです。

第56条

第2項…字句の整理をするものです。

第59条

第3項…字句の整理をするものです。

第62条

第2項…字句の整理をするものです。

第64条

字句の整理をするものです。

第65条

字句の整理をするものです。

第66条

字句の整理をするものです。

第69条

第1項…字句の整理をするものです。

第2項…字句の整理をするものです。

第70条

第1項…字句の整理をするものです。

第72条

新設した第30条第4項は対象ではないため、同条第4項以外を準用することを明確にするため「第1項から第3項まで」を加えるものです。

第74条

字句の整理をするものです。

第75条

第1項…字句の整理をするものです。

第2項…字句の整理をするものです。

第3項…字句の整理をするものです。

第9節

他の見出しと統一させるため、「、」を「及び」に改正するものです。

第78条

第1項…会議規則第77条との関連性を明確にするため、「前条の規定により」を追加し、「文書で」を削除するものです。

第82条

第2項…条文の見出しを加えるものです。

第83条

第2項…速記法又は録音機器以外の方法で会議を記録することも考えられるため、改正するものです。

第84条

議員及び関係者への会議録の配布を電子的記録での配布も可能とするために「、印刷して」を削除するものです。

第94条

字句の整理をするものです。

第97条

字句の整理をするものです。

第98条

第18条第1項と同様に「承認」を「許可」に改正するものです。

また、ただし書きにて会議の議題となる前の動議の撤回を規定します。

第112条

字句の整理をするものです。

第114条

第1項…字句の整理をするものです。

第115条

第1項…第4項を追加するに伴い、「委員でない議員」を「委員外議員」と定義する規定を加えるものです。

第2項…第1項で「委員でない議員」を「委員外議員」と定義するため改正するものです。併せて字句の整理をするものです。

第3項…第1項で「委員でない議員」を「委員外議員」と定義するため改正するものです。併せて字句の整理をするものです。

第4項…委員外議員がオンラインによる方法で説明等を行うときは、委員長への届出が必要とする規定を加えるものです。

第116条

第2項…オンラインによる委員会では、第1項で規定する委員長と委員の席の区別がなく、第1項をオンラインによる委員会で準用することは難しいため、第2項でオンラインによる委員会での委員長の発言に関する規定を加えるものです。

第3項…第2項の場合において、委員長が討論をする場合は、その表決が終了するまで委員長の職務を行えないとする規定を加えるものです。

第119条

第3項…字句の整理をするものです。

第121条

字句の整理をするものです。

第122条

第65条で本会議での答弁書の配布を規定しており、答弁書の扱いを本会議と委員会で差を設ける必要がないことから、委員会でも同様の扱いとするために改正するものです。

第123条

第6項…字句の整理をするものです。

第124条

字句の整理をするものです。

第125条

字句の整理をするものです。

第128条

第1項…字句の整理をするものです。

第2項…字句の整理をするものです。

第129条

第1項…字句の整理をするものです。

第131条

今回の改正で新設した第30条第4項は、本条の規定の対象とはならず、第30条のうち第1項から第3項を準用することを明確にするために改正するものです。

第133条

字句の整理をするものです。

第134条

第1項…字句の整理をするものです。

第2項…字句の整理をするものです。

第135条

第1項…字句の整理をするものです。

第4項…第18条第1項と同様の理由により改正するものです。

第5項…議員の請願の紹介を取り消すことについて、会議規則に規定されていないことから、この手続きを明示するため加えるものです。

第137条

第1項…請願について委員会に付託して審査することが原則であると考え、付託の省略を議長の専権事項とする条文を改正するものです。

第2項…第1項のとおり付託の省略を議長の専権事項とするのではなく、議会の議決によるよう改正するものです。

第3項…請願について委員会に付託して審査することが原則であると考えることから、委員会に付託する旨の文言を加えるものです。

第138条

第2項…字句の整理をするものです。

第3項…紹介議員がオンラインによる方法で説明する際は、委員長への届出が必要とする旨を規定するものです。

第139条

第1項…請願審査結果に意見を付すことを義務としないこととするため改正するものです。

第2項…必要があるときに請願審査結果に意見を付すことできるように加えるものです。

第3項…第2項を設けたことによる項のズレの整理をするものです。

第141条

名古屋高裁(平成30年11月12日)において、「本来、議会が審査等の対応をする義務のない陳情書を、会議規則により請願の例により処理するかどうかの判断については、議長の広範な裁量権に委ねられているものと解するのが相当である。」としていることから、改正するものです。

第142条

第2項…字句の整理をするものです。

第146条

地方自治法において既に決定書の交付の規定があることから、当該規定を削除し、決定の通知に関する条文を加えるものです。

第148条

携帯品の名称を時代に即した名称に改正するものです。

また、議事参加のために必要は車椅子や杖等の器具を議場に持ち込むことは不可欠と解することから、「議長の許可」から「届出」に改正するものです。

第153条

字句の整理をするものです。

第155条

字句の整理をするものです。

第157条

字句の整理をするものです。

第157条の2

病気等で弁明することが不可能な場合、代理による弁明の機会を設け、弁明の機会を確保し、審議の充実に資することを目的に規定を加える ものです。

第159条

字句の整理をするものです。

第162条の2

第1項…第162条で規定している広聴広報委員会等においてもオンラインによる開催ができるよう規定を加えるものです。

第2項…第1項の場合によりオンラインによる開催をする場合は、委員会条例の例による旨規定を加えるものです。

第163条の2

第1項...議会等に対して行われる通知のうち、会議規則において文書等により行うことが規定されているものは、オンラインで行えるよう規

定を加えるものです。

第2項…議会等が行う通知のうち、会議規則において文書等により行うことが規定されているものは、オンラインで行えるよう規定を加える ものです。

ただし書きにて、通知を受ける者がオンラインで受けることを表示する場合に限ると規定を加えるものです。

- 第3項…第1項、第2項の規定によりオンラインで行われた通知についても、会議規則の規定が適用される規定を加えるものです。
- 第4項…第1項、第2項によるオンラインの通知の到達時期は、当該通知を受ける者のコンピューター等に備えられたファイルに記録された時に到達したものとみなすこと規定を加えるものです。
 - なお、括弧書きで、第19条、第65条、第84条、第122条、第136条第1項、第137条の議員に対する通知の到達時期は、 相手方の電子計算機に備えられてファイルへの記録がされた時、 クラウド上にアップロードし、かつ、その旨を議員に通知した ときのいずれか早い方となる旨規定します。
- 第5項…通知のうち会議規則の規定において、署名、連署、記名押印することが規定されているものを、第1項又は第2項によりオンラインで行う場合は、会議規則の規定に関わらず、氏名や名称を明示する措置を議長が定めるものに代えることができる規定を加えるものです。
- 第6項…オンラインによる通知をするものの、対面での本人確認、原本確認の必要があるなど、こうした取り扱いをせざるを得ない正当な理由がある場合に限り、部分的なオンラインを認める規定を加えるものです。

第163条の3

- 第1項…第27条第1項を除き、会議規則において議会等が作成又は保存することが規定されているものについては、オンラインにより行う ことができるとする規定を加えるものです。
- 第2項...第1項によりオンラインにより行われた作成等についても、文書等で行われたものとみなし、会議規則の規定を適用する規定を加え

るものです。

3 施行予定日 令和7年4月1日